

国立大学法人大分大学予算委員会規程

平成17年5月19日制定
平成17年規程第 84号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学に、国立大学法人大分大学予算委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、全学的立場からの収入の確保、支出予算の適正かつ効率的な執行に向けて、その基本的計画及び方策を審議する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 収入・支出予算（以下「予算」という。）の確保に関すること。
- (2) 予算配分方針原案及び予算配分原案の作成に関すること。
- (3) 予算の執行及び決算結果の点検・評価に関すること。
- (4) その他学長の指示する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 2人
 - (2) 各学部長
 - (3) グローカル感染症研究センター長
 - (4) 教育マネジメント機構長
 - (5) 研究マネジメント機構長
 - (6) クライシスマネジメント機構長
 - (7) 学術情報拠点長
 - (8) 医学部附属病院長
 - (9) 学内共同教育研究施設等の長から選出された者 1人
 - (10) 事務局長
 - (11) 総務部長
 - (12) 研究推進部長
 - (13) 財務部長
 - (14) 学生支援部長
 - (15) 医学・病院事務部長
 - (16) その他委員長が必要と認める者
- 2 委員は、学長が任命する。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の理事のうちから学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(学長の出席)

第8条 学長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月19日から施行する。

附 則 (平成20年規程第50号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第81号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第84号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第61号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第70号)

この規程は、令和2年10月12日から施行する。

附 則 (令和3年規程第4号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第13号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第28号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第27号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第38号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。